# 資料6

6. 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (令和2年10月改定)



# 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン改訂について(概要) 国土交通省

- 〇 建設業における社会保険の加入について、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を施行
- 令和元年の建設業法等の一部改正等を踏まえ、ガイドラインを改訂(令和2年10月1日より施行)

## 改訂の主な内容

## 〇社会保険加入確認のCCUS活用原則化

- 各作業員の社会保険の加入状況の確認を行う際にはCCUSの登録情報を活用し、閲覧画面等において社会保険加入 状況の確認を原則化
- CCUS登録企業を下請企業として選定することを推奨
- 技能者のキャリアアップカードの登録を推奨、建設現場にカードリーダーの積極的導入
- CCUSを使用しない場合、建設企業及び各作業員について社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー(電 子データ可)を提示させること

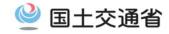
## ○例外的に現場入場を認める「特段の理由」を明記

- 特段の理由により未加入作業員の現場入場を認める場合は以下に限定
  - ▶ 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を 認めなければ工事の施工が困難となる場合
  - ▶ 社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

## 〇一人親方について

- 生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、下請企業の役 割と責任として、請負関係にある一人親方について、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会 保険に加入させることを明確に規定
- 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員については
  - ▶ 実態が請負であれば、下請企業と一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提
  - ▶ 元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すべきものであることを明確化

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)



- ○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、<u>建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきもの</u>として策定
- 〇同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和2年10月1日最終改訂)

## 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

#### 〇下請企業について保険加入の確認・指導等

- <u>選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入</u>である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- <u>社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請</u> 企業に選定しないとの取扱いを徹底
- 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

#### 〇法定福利費の適正な確保

- <u>見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要</u>があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の 費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金 額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会 保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した 下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- 情報の真正性が確保されている<u>建設キャリアアップシステムの登録情報を活用</u>し、同システムの閲覧画面等において<u>社会保険加入状況の確認を行うことを原則化</u>
- <u>書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通</u> 知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に未加入の作業員について、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、適切な施工体制台帳・施行体系図を作成すべき

### 下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

#### 〇雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- <u>労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社</u> 員についての保険加入手続を適切に行う
- 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主(一人親方)として請負契約を結 ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ
- 老後の生活保障の観点や、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備の観点から、請負関係にある一人親方について実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること

#### 〇元請企業が行う指導等への協力

• 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請 企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

#### 〇法定福利費の適正な確保

• 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法 定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、 業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福 利費を適正に確保する

### 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

#### 第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険」という。) について、法定福利費を適正に負担しない企業(すなわち保険未加入企業)が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

国土交通省においては、これまで行政機関や元請・下請建設業者団体、発注者団体等を構成員とする「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」(平成24年5月設置・平成29年5月改組)等において、関係者が一体となって社会保険の加入対策を進めてきたところである。具体的には、平成24年度から、建設業許可・更新時等における確認・指導や未加入企業に対する経営事項審査における減点幅拡大、国土交通省直轄工事における下請企業も含めた未加入企業の排除、法定福利費を内訳明示した見積書・請負代金内訳書の活用等の取組を進めてきたところである。また、平成29年度以降については、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定しないよう要請するとともに、適切な社会保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の履行強化を図ってきたところである。

この結果、企業別、労働者別の社会保険の加入率については他産業と遜色がない水準まで 上昇しているほか、法定福利費の受取状況についても改善傾向が認められるなど、一定の効果を上げている。

さらに、令和元年度の建設業法等の一部改正において建設業許可基準の見直しが行われ、令和2年10月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるなど、企業単位での社会保険の加入確認の厳格化が講じられたところである。

また、同改正により、施工体制台帳に社会保険の加入状況等を記載することが必要となり、 実質的に作業員名簿の作成が義務化されたことから、技能者単位における社会保険の加入確認の厳格化についても措置を講ずることが求められる。これについては、中央建設業審議会・ 社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日)において、「作業員名簿の添付を制度化する場合には、建設キャリアアップシステムを活用した書類作成の効率化など、建設企業の負担軽減にもあわせて取り組むべき」とされたことも踏まえ、企業にとって効率的に加入確認が行えるよう、建設キャリアアップシステムの活用を図るなど、技能者の現場単位での社会保険の加入徹底に向けた取組を推進することとする。建設キャリアアップシステムの活用を図るには、技能者の能力と就業履歴が蓄積できるキャリアアップカードの登録を推奨することや、建設現場にカードリーダーを積極的に設置することなどの取組が期待される。

上記取組の方向性を踏まえ、本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にしたものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

#### 第2 元請企業の役割と責任

#### (1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入 を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むこ とが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要があ る。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている(第8条第2項)。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知 徹底に努めるものとする。

#### (2)協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会社や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業(以下「協力会社」という。)に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを具体的に予定しつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を 高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

- ア 協力会社の社会保険加入状況について定期に把握を行うこと。
- イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。
- ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指

導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。

エ 社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導すること。

#### (3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ(公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照)を踏まえる必要がある。そのため、登録時に社会保険の加入証明書類の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムに登録している建設企業を選定することを推奨する。

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認 し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう 指導を行うこと。建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場 合、元請企業は選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを 提示させるほか、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト

(http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC\_D) 厚生年金については、日本年金機構の厚生年金・健康保険適用事業所検索システム(https://www.nenkin.go.jp/do/search\_section/) において適用状況を確認するなど、真正性の確保に向けた措置を講ずること。

ついては、下請企業には、適切な保険に加入している建設企業を選定すべきであり、健康 保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未 加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いを徹底すべきである。

#### (4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付け又は写しの提出が義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人に対して下請負人から再下請負通知書が提出される。建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4の規定により、再下請負通知書に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項を記載することとされていることから、発注者から直接建設工事を請け負った元請負人においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能である。(別紙1)

このため、建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すること。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、(3)の指導が行われていない場合には、

#### (3) と同様の指導を行うこと。

施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

#### (5) 作業員名簿を活用した確認・指導

令和元年度の建設業法等の一部改正により、実質的に作業員名簿の作成が義務化され、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の加入状況(以下「保険加入状況」という。)に関する事項を記載することされている。(別紙3)

この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、 保険加入状況を把握することが可能である。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入 れに際して、各作業員(建設業に従事する者に限る。以下同じ。)について作業員名簿の社 会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民 健康保険」と記載され、又は(及び)年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員 がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させ るよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属す る作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚 生年金保険の適用除外となる。また、法人や常時5人以上の常用労働者を雇用する個人事 業所であっても、健康保険法第3条第1項8号に基づき健康保険の適用除外の承認を受け 「国民健康保険組合」に加入し、厚生年金の適用を受けている者は、適切な社会保険に加 入している者とする。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。ただし、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの)を提示させる(電子データによる確認も含む)など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。

いずれにしても、元請企業においては現場管理の効率化、書類削減等の観点からも、保険加入状況の確認には積極的に建設キャリアアップシステムの活用を図るべきである。

上記の方法により保険加入状況が確認できない場合は、当該作業員は適切な保険に加入していることを確認できないと判断されることから、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきである。なお、ここでいう「特段の理由」とは、

・例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有 しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合 ・当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが 見込まれる場合

のような場合をいい、特段の理由により未加入の作業員の現場入場を認める場合については、災害時等の緊急対応時の工事であり円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、上記のような場合に限定するべきである。

また、仮に特段の理由により現場入場を認めた場合であっても、元請企業は作業員名簿を作成した下請企業に対し、当該作業員を適切な保険に加入させるよう引き続き指導するとともに、必要に応じて当該加入指導の記録を保存し、再三の指導に応じない場合には下請企業に対し、当該作業員について現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

なお、一人親方(従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。)として下請企業と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員については、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すべきである。

作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。

#### (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである(「施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである(「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日建設省経建発第147号)参照)。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うべきである。

#### (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を継続して行うべきである。

ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット 等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

イ (2) に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を 行うこと。

#### (8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」

に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

加えて、建設業法第20条第1項において、建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際し、経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料が建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、上記「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書(特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書)を提出するよう明示しなければならない。加えて、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用(材料費、労務費、その他経費など)で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

#### 第3 下請企業の役割と責任

#### (1) 総論

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは雇用 主である。そのため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に 下請企業自らがその責任を果たすことが必要不可欠である。

#### (2) 雇用する労働者の適切な社会保険への加入

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法(昭和22年法律第141号)等の労働関係

法令に抵触するおそれがある。労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無(仕事先から意に 沿わない仕事を頼まれた場合に断る自由があるかどうか)
- ・業務遂行上の指揮監督の有無(日々の仕事量や配分、進め方等について自らの裁量で判断しているかどうか)
- ・勤務時間の拘束性の有無(仕事の就業時間を自ら決めているかどうか)
- ・本人の代替性の有無(仕事の都合が悪くなった場合に自分の判断で代わりの者を探すか どうか)
- ・報酬の労務対償性(報酬が工事の出来高見合いかどうか)

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

特に、請負関係にある一人親方は、厚生年金と比べて国民年金の受給額が少なくなる可能性が高いほか、病気や仕事が無くなったとき、失業給付や雇用調整助成金等の対象から外れ、生活資金に影響があるなど生活保障の観点に加え、法定福利費を適正負担する企業間による公平・健全な競争環境の整備という観点からも、実態が雇用労働者であれば早期に雇用関係を締結し、適切な社会保険に加入させること。

その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすること。

#### (3)元請企業が行う指導等への協力

元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として 指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わるす べての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、 もしくはこれを分担することや、再下請企業が雇用する各作業員の保険加入状況を確認 し、自社の雇用者も含めてその真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること、それ らの状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

また、元請企業が、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について現場 入場を認めない取扱いをする場合には、下請企業においてもこの措置に協力し、適切な保 険に加入していることを確認できない作業員を現場に入場させないようにすること。

規則第14条の4の規定の再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制を確保すること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的(保険加入状況を元請企業に確認させること)を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

#### (4) 雇用する労働者に係る法定福利費の適正な確保

建設労働者の社会保険への加入促進を図るためには、建設労働者を直接雇用する下請企業が法定福利費を適切に確保する必要がある。また、建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

#### (5) 再下請負に係る適正な法定福利費の確保

下請企業が請け負った建設工事を他の建設業を営むものに再下請負させた場合には、当該下請企業(以下この節では「元請負人」という。)は、第2(8)と同様に、再下請負人の法定福利費を適正に確保する必要があり、標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう再下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して再下請負契約を締結しなければならない。

具体的には、元請負人は、社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであることを踏まえ、再下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積るとともに提出する見積書に明示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書(特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書)を提出するよう明示しなければならない。その際、社会保険の加入に必要な法定福利費については、提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することも必要である。

再下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、 元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや 請負金額を構成する他の費用(材料費、労務費、その他経費など)で減額調整を行うな ど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結 し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下 請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違 反するおそれがあるので、これを厳に慎むこと。

#### 第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。(平成27年4月1日、平成28年7月28日、令和2年10月1日一部改訂)

このガイドラインは、今後、建設業における社会保険の加入状況や社会保険未加入対策の 取組状況及び成果、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めると きは、速やかにガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

## 再下請負通知書

直近上位注文者名_				· 却 化 て 洼 Д	***			
			ı	報告下請負	、耒白】			
				住 所				
   元 請 名 称								
				会社名				
				代表者名				
《自社に関す	る事項》			1120 11 11				
工 事 名 称 及 び						_	_	
工事内容								
   工 期	自	年 月		文者との		年	月	日
7 79	至	年 月	月契	! 約 日			<u></u>	H
	大大は以東か	<b>*</b> 工光氏	<i>=</i> /-	<b>一</b> 亚 日		<i>=</i> hr =	于 坎( )	<del></del>
   建 設 業 の	施工に必要な		許 特定	可番号		許可(」		
許可		工事業大臣知事	一般	第	号		F /	月 日
		工事業 大臣 知事	特定 一般	第	号	左	F /	月 日
	<u> </u>	<b>法</b>		ロルケ	<i>∧ /□ 17</i> △		<b>=</b> = 10 1	7△
	保険加入	健康保険 加入 未加		厚生年金	金保険 <u></u>	加力	雇用保	) 加入
健康保険等	の有無1	適用除外		適用			適用除名	
の加入状況	事業所	営業所の名称	2	建康保険3	厚生年金	全保険4	雇用	引保険5
	整理記号等							
		!			ı			
監督員	名		安全	全衛生責任	者名			
	***							
<i>y</i>								
						_	_	

- 1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、 そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」 を○で囲む。
- 2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
- 3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- $%2\sim5$ については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

#### 《再下請負関係》

#### 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名			代	表 者 名				
住 所電話番号								
工事名称及び工事内容								
工期			∃ — 契	以 約 日		年	月	日
	施工に必要な	許可業種	許	可 番 号		許可(列	更新)	年月日
建設業の許可		1 年 光 1	特定 一般	第	号		F ,	月日
		事 美	特定 一般	第	号	£	F ,	月 日
	保険加入健康保険			厚生年	金保険	Ţ	雇用保	 険
健康保険等	の有無	加入 未加 適用除外	入	加入 未加入 適用除外		加力	、 未適用除名	·加入 外
の加入状況	事業所	営業所の名称	f	建康保険	厚生年	F金保険	雇月	用保険
	整理記号等							
現場代理人	名		安	全衛生責任	者名			
権限及で 意見申出	方法		安	全衛生推進	者名			
主任技術者	9 任 非専任		雇	用管理責任	者名			
資格內容	容			専門技術者	名			
				資格內容	容			
				担当工事	内容			
一号特定技能: 国人の従事の: 況(有無)		外国人建設 労者の従事 状況(有無	F (7)	有 無	習生	人技能実 の従事の 記(有無)	有	無

- 1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
- 3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

## 施工体制台帳

[会社名]										
[事業所名]										
	許可第	美 種	言	午 可	番号	<u>1.</u>		許可(更新	新) 年	月日
建設業の許可		工事業	大臣 特定知事 一般		第	1	클	年	月	日
HI HJ		工事業	大臣 特定知事 一般	包	第	7	<u>-</u>	年	月	日
工事名称及 び工事内容										
発注者名及び所										
工期		<ul><li>年 月</li><li>年 月</li></ul>	日日	契	約 日			年 月	]	日
		<i>h</i>			<i>T1</i> .	1 ,	<b>.</b>			-r
契約	区分	名			称	1:	È			所
営業所	元請契約									
	下請契約									
	I	h-h. r	± /ロ r/\		同4左	· ^ /□ 17/		l	□ /□ p∧	
	保険加入	加入	表保険 未加入		厚生年 加入	金保 未加 .		加入	月保険 未力	
5-4- 1-1 17 A A-A-	の有無1		一 不加八 目除外			・ボルノ  除外			ポル 用除外	цД
健康保険等 の加入状況		区分	営業所の	名称2	健康保	呆険3	厚生	年金保険4	雇用	保険5
V 7 774 7 C W C D L	事業所 整理記号等	元請契約								
	正性即々ず	下請契約								
							•			
発注者の 監督員名					及び意見 出 方 法					

- 1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
- 3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理 記号及び事業所番号を記載。
- 4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2~5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

#### 《下請負人に関する事項》

会	社 名					代:	表者	' 名			
住	所										
工 事 及 工 事	事 名 称 び 事 内 容										
工	期	自 至	年年	月月	日日	契	約	日	年	月	日

	施工に必要な許可業種		許	可	番	号		許可	(更新)	年月	日
建設業の許可	工事業	大臣 知事	特定 一般		第		号		年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般		第		号		年	月	日

健康保険等 の加入状況	保険加入	健康保険		厚生年金	金保険	Ē	雇用保険
	の有無	加入 未加入 適用除外		加入 適用[	未加入 涂外	加力	、 未加入 適用除外
	事業所	営業所の名称 健		<b></b>	厚生年金	定保険	雇用保険
	整理記号等						

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安	全衛生責任者名	
安	全衛生推進者名	
雇	用管理責任者名	
	専門技術者名	
	資格内容	
	担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の	有	無	外国人建設就 労者の従事の	有	無	外国人技能実 習生の従事の	有	無
状況 (有無)			状況(有無)			状況(有無)		

- 1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2 請負契約に係る営業所の名称について記載。
- 3 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理 記号及び事業所番号を記載。
- 4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2~5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

#### 別紙3 作業員名簿の例

事業所の名称

○社会保険関係について別葉とする例

提出日 年 月 日

( ) 次会社名\_\_\_

## 作業員名簿

一次会社名 \_

所長名		【退職金共済制度加入について 建退共・中退	生共・その他・無] [退職金共済制度加	1入について 建退共・中退共・その他・無
番	ふりがな		社会保険	
台 号	氏 名 技能者 ID	- 健康保険¹	年金保険2	雇用保険3
		-		

- 1 上段に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称を記載(厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと)。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保 険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。
- ○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

元請確認欄				
提出日	年	月	日	

## 作業員名簿

事業所の名称	一次会社名		( ) 次会社名 _	
所長名	 [退職金共済制度加入につ	いて 建退共・中退共・その他・無]	[退職金共済制度加入について	建退共・中退共・その他・無

番号	ふりがな	· 職種		最近の	特 殊 健康診断日	健康保険 1	教育·	退職金共済手帳所	
号	氏名 技能者 ID			血圧	血液型	種類	年金保険 <sup>2</sup> 雇用保険 <sup>3</sup>	雇入・職長 <sup>2</sup> 別教育	有の有無
				年月日		年月日			建・中他・無
				年 月 日		年月日			建・中他・無
				年 月 日		年 月 日			建・中他・無

- 1 左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険等。※保険者番号及び被保険者等記号・番号は記載しないこと)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称を記載(厚生年金、国民年金等。※基礎年金番号は記載しないこと)。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載。事業主である等により雇用保 険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。